

2020年3月26日

各位

会社名 オンキヨー株式会社
 代表者名 代表取締役社長 大舘宗徳
 (JASDAQ・コード6628)
 問合せ先
 役職・氏名 取締役 林 亨
 電話番号 06-6747-9170

**第三者割当による新株式(第3回)の発行条件の確定、
 調達する資金の具体的な用途及び資金の額並びに支出予定時期の変更に関するお知らせ**

当社は、2019年12月27日付「第三者割当による新株式、第6回新株予約権付社債(転換価額修正条項付)及び第8回新株予約権(行使価額修正条項付)並びに第9回新株予約権の発行並びに無担保ローン契約締結に関するお知らせ」において公表いたしましたとおり、2019年12月27日付の取締役会において、EVO FUND(以下「割当予定先」といいます。)を割当予定先とする新株式(以下「本新株式」といいます。)、第6回無担保転換社債型新株予約権付社債(以下「本新株予約権付社債」といいます。)、第8回新株予約権(以下「第8回新株予約権」といいます。))及び第9回新株予約権(以下「第9回新株予約権」といいます。、第8回新株予約権とあわせて、個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。)の発行(以下、総称して「本第三者割当」といいます。)、割当予定先との間における、本新株式の発行に関する株式発行基本契約の締結並びに本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行に関する買取契約の締結、並びにEVOLUTION JAPANアセットマネジメント株式会社(東京都千代田区、代表取締役:ショーン・ローソン)との間で無担保ローン・ファシリティ契約(以下「本借入契約」といいます。、本借入契約に基づく借入を以下「本借入」、本借入と本第三者割当による資金調達を総称して「本資金調達」といいます。)の締結を決議しておりますが、当社は、本新株式のうち、第3回目(以下「本新株式(第3回)」)の発行に関し、2020年3月26日付の取締役会において発行条件の確定を決議いたしましたので、確定した発行条件につき、お知らせいたします。また、確定した発行条件により、調達する資金の額が発行決議日に公表した金額から変更となりましたので、調達する資金の具体的な用途及び資金の額並びに支出予定時期の変更をお知らせいたします。なお、本新株式(第3回)の発行に関する詳細は、2019年12月27日付「第三者割当による新株式、第6回新株予約権付社債(転換価額修正条項付)及び第8回新株予約権(行使価額修正条項付)並びに第9回新株予約権の発行並びに無担保ローン契約締結に関するお知らせ」をご参照ください。

記

1. 募集の概要

<本新株式(第3回)の概要>

(1) 払込期日	2020年4月13日
(2) 発行新株式数	20,000,000株
(3) 発行価額	1株当たり9円
(4) 資金調達の額	180,000,000円
(5) 募集又は割当て方法	第三者割当の方法によります。
(6) 割当予定先	EVO FUND
(7) その他	(1) 割当予定先は、上記に従って当社普通株式の割当てがなされた場合、原則これを引き受ける意向を有している旨を表明しております。 (2) 本新株式(第3回)の発行については、当社と割当予定先との間で当該割当てに係る第三者割当契約が締結されます。

2. 募集の目的及び理由

(1) 当社の現状と課題

当社は経営理念として「VALUE CREATION」を掲げ、ホームAV製品の分野において、高

品質な製品をグローバルに展開し、長年培ったオーディオ技術と最新のデジタル技術を融合した製品を数々発売し、国内外の市場で高い評価を獲得してまいりましたが、急激な市場変化に対応すべく、事業構造の見直しや経営資源配分の最適化等、各種施策を実施しております。

2015年3月には当社とパイオニアグループのホームAV事業を統合して、AV製品の開発、生産において大幅な効率化を実現することにより収益の拡大を図るとともに、新たにデジタルライフ事業（以下「DL事業」といいます。）をセグメントに追加して、モバイル機器を中心とした事業の拡大を図ってまいりました。また、当社技術を活用できる新分野として、AI（人工知能）対応製品であるスマートスピーカーの開発にもいち早く取り組んでおり、これらAI分野に関わる資金調達を目的として、これまでに各種エクイティファイナンスを実施しております。

しかしながら、当社グループの主力事業をとりまく外部環境及び市場は、ここ数年で激変しており、もはや独自技術に頼った自社生産・自社販売という従来の製造業の経営活動のみでは、変化と競争の激しい世界市場では生き残ることが困難となってきております。

このような状況の影響により、運転資金の不足や債権回収の遅延が重なった結果、2019年3月期第3四半期連結会計期間において2,927百万円の営業債務の支払い遅延が発生し、さらに2019年3月期連結会計期間においては、3,874百万円に増加いたしました。

2019年5月には、市場の縮小傾向が継続するホームAV事業に関して、グローバル規模で再編し、オンキヨーブランドの価値向上及び競争力を強化すべく、DENON/Marantz/Polk Audioなどのオーディオブランドを持つSound United LLCのグループにこれを対価約8,175百万円にて譲渡することを決議いたしました（以下、当該譲渡を「本事業譲渡」といいます。）。当社は、本事業譲渡を早急かつ確実に進めることで当社グループの事業環境を改善し、ブランドライセンスによる安定的な収入を得るとともに、今後当社の主軸事業となるOEM（Original Equipment Manufacturing：相手先ブランド製造）事業とDL事業を強化することが、業績改善及び企業価値向上のために重要であると認識しておりました。さらに、本事業譲渡において得られる約8,175百万円の対価を用いて、営業債務の支払いを行うことで、支払い遅延を解消し、当社の財務状況も改善される予定でおりました。本事業譲渡の詳細につきましては、2019年5月15日付「ホームAV事業の譲渡に関する基本合意書締結のお知らせ」及び2019年5月21日付「（開示事項の経過）子会社の異動を伴う株式譲渡及び子会社の一部事業譲渡にかかる契約締結に関するお知らせ」をご参照ください。

しかしながら、本事業譲渡において必要な手続きは完了したものの、関連する全ての契約の締結、資金調達の確保、その他の必要な承認など様々な条件を満たすことが両当事者において難航し、譲渡契約の有効期限である2019年11月30日までに譲渡が完了する目途が立たないこと、また、そのような状況の中、譲渡契約に今後も互いに拘束されるのは得策ではないと判断したことから、譲渡契約を終了し本事業譲渡を中止するにいたしました。本事業譲渡中止により、営業債務の支払い遅延の状況は改善することができず、一部取引先からの支払い遅延についての了承を得ることができていないため、生産の縮小及び停止をせざるを得ない状況となっております。本事業譲渡の中止の詳細につきましては、2019年10月4日付「（開示事項の中止）子会社の異動を伴う株式譲渡及び子会社の一部事業譲渡の中止に関するお知らせ」をご参照ください。当社としては、現時点においてホームAV事業の譲渡先は未定ではあるものの、同事業の改善を図りつつ最終的には譲渡する方針に変更はなく、複数の譲渡先候補と具体的な協議及び検討を始めております。

本事業譲渡の完了に遅れが生じてきた8月には、営業債務の早急な支払いを目的に、株式会社SBI証券（本店所在地：東京都港区六本木一丁目6番1号 代表取締役社長：高村 正人）に対する第三者割当による第7回新株予約権の発行を決議し、2019年9月9日以降、第7回新株予約権の行使が順次行われ、これまでに約1,300百万円の資金調達をし、当初用途のとおり借入金の返済（680百万円）への充当を完了させた後に、営業債務の支払いへの充当を行っておりますが、2019年11月末現在で依然として6,162百万円の営業債務の支払い遅延が存在しており、2020年3月期第3四半期の連結業績においては、3,617百万円の経常損失を計上し、また、2020年3月期の連結業績予想においても5,100百万円の経常損失の計上を見込んでおります。

(2) 今回の資金調達の目的

当社グループは上記の通り、取引先に対する営業債務の支払い遅延が2019年11月末現在で6,162百万円

存在しております。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。また、現金及び預金は前年期末比640百万円減の11月末時点で838百万円となっております。

当初、本事業譲渡対価で得た資金によって支払い遅延の解消及び既存借入金の返済を速やかに進めることによって財務状態の改善を図り、さらに第7回新株予約権の発行及び行使によって調達した資金を用いて、支払いが遅延していた営業債務を履行する予定である旨を取引先に伝え、遅延に対する理解を得るべく説明をまいりました。

しかしながら、元々の運転資金の不足、債権回収の遅延が発生していることに加え、本事業譲渡の中止により約8,175百万円の資金調達が不可能となりました。また、第7回新株予約権の行使による資金の調達も約2,500百万円を予定しておりましたが、株価の低迷による行使価額の低下により、これまでに約1,300百万円の調達のみにとどまっている状況であり、当初の予定通り営業債務の解消を行うことができていないのが現状であります。

このような状況に鑑みて、2019年11月にホームAV事業に関わる国内従業員の約30%に相当する100人規模の人員削減及び役職ポスト数の見直しによる組織のスリム化により2020年3月期第4四半期から年間約1,000百万円の固定費の削減、さらにモデル削減や来期以降の開発費の削減で年間約750百万円の損益改善、拠点集約による固定費の削減を行うことで販売管理費の削減を目的とした合理化策を策定しております。さらに、持分法適用関連会社であるS&O ELECTRONICS (MALAYSIA) SDN. BHD. (住所：マレーシア ケダ州) について当社グループが保有する株式の売却に向けて他社との間で具体的な協議に入っており、なるべく2020年3月期中の売却合意を目指しております。但し、当該株式の売却は、当社の希望する時期・売却条件で売却できない可能性や、売却に向けた協議が合意に至らずに売却が実現できない可能性があり、その場合、当社が想定する資金調達を行うことができない可能性があります。また、所有する土地、建物といった固定資産の売却についても候補先を検討する等、資産を有効活用した資金調達も行うべく取り組んでおり、所有する三重県津市の土地、建物についても売却に向けて、複数の候補先との間で具体的な協議に入っており、早期の売却合意を目指しております。

但し、これらの合理化策による費用の削減効果は主に来期以降に実現する見込みであり、資産の売却完了までには相応の時間を要することから、直近の営業債務の支払い状況を改善するためには、依然として早急な資金調達が必要な状況であります。

以上の通り、営業債務の支払い遅延の額は、2019年3月期連結会計期間における3,874百万円から2019年11月末時点においては6,162百万円と負債が増大しており、取引先から取引条件の見直しの要請により、生産を縮小・停止をせざるを得ない状況に陥っていることから、更なる販売機会損失による売上減少、資金回収減少を招く結果となっております。また、一部の取引先からは支払い遅延の解消に向けた具体的な資金調達計画と支払い予定を明確に提供するよう強く求められており、当社事業の継続に支障を来す事態が発生しうる状況にあります。そのため当社は本資金調達により、営業債務の支払い遅延の解消を進めることが、そのような事態を回避するための最善の手段と考えており、大規模な希薄化を発生させることになるとはいえ、最終的には既存株主様の利益を守ることにつながるものと考えております。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

資金調達方法	金額（百万円）	調達（予定）時期
本新株式（第1回）	342	2020年3月6日
本新株式（第2回）	234	2020年3月25日
本新株式（第3回）	180	2020年4月13日
本新株予約権付社債	500	2020年1月～
第8回新株予約権	4,204	2020年3月～ 2022年1月
第9回新株予約権	1,403	2021年3月～ 2023年1月

①	払込金額の総額	6,863,450,000円
②	発行諸費用の概算額	27,260,000円
③	差引手取概算額	6,836,190,000円

(注) 1. 払込金額の総額は、下記を合算した金額であります。

本新株式の払込金額の総額	756,000,000円
本新株予約権付社債の払込金額の総額	500,000,000円
本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額の合計額	5,607,450,000円

2. 割当制限事由（直近の監査済財務諸表の期末日以降に当社及びその企業集団の財政状態及び経営成績に重大な悪影響をもたらす未開示の事態が生じている場合、当社普通株式の発行に重大な影響を与える可能性のある当社又はその子会社を当事者とする未開示の訴訟等の手続が進行している場合、金融商品取引法第166条第2項所定の重要事実等の公表されていない事実又は事態であって、それらが公表された場合には当社の株価に重大な影響を及ぼすおそれのある事実又は事態が存在する場合等の一定の場合をいい、以下「割当制限事由」といいます。）の発生等により、本新株式（第3回）につき発行が行われない場合には、差引手取概算額は減少します。その場合は、再度本新株式（第3回）の発行を検討します。

なお、未開示重要事実については本新株式の払込完了までにおいて、当社内では一切の議論及び決定を行うことを控え、割当制限事由への該当を避けることに努めるものとします。

3. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。

4. 本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の額及び差引手取概算額は減少する可能性があります。日々修正される行使価額の状況により、想定どおりの調達が行われない場合には、営業債務の支払いに充てる手元資金が不足するため、必要に応じて、その時点で最適と考えられる新たな調達手段を検討する予定です。

5. 発行諸費用の概算額は、調査費用、登記費用、弁護士費用、価額算定費用、信託銀行費用等の合計額であり、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

(2) 調達する資金の具体的な用途

具体的な用途	資金調達方法	金額（百万円）	支出予定時期
① 遅延している営業債務の支払い	本新株予約権付社債	500	2020年1月
	本新株式	756	2020年3月～2020年4月
	第8回新株予約権	3,000	2020年4月～2020年9月
② 通常の営業債務の支払い	第8回新株予約権	1,204	2020年3月～2022年1月
	第9回新株予約権	903	2021年4月～2023年1月
③ 借入金の弁済※1	第9回新株予約権	500	2020年4月～2022年1月

(注) 調達資金は、①、③、②の順に優先的に充当する予定です。

※1 現在の計画では本借入契約に基づく借入金500百万円の弁済を第9回新株予約権の行使により調達した金額で行う予定です。

上記表中に記載された資金用途に関する詳細は以下の通りです。

① 遅延している営業債務の支払い

当社は、「2. 募集の目的及び理由 (2) 今回の資金調達の目的」に記載の通り、運転資金が不足し、営業債務の支払い遅延が発生しており、この支払いを可及的速やかに行う必要があるため、本資金調達による調達額をこれに充当してまいります。当社は、2019年6月末時点で4,836百万円存在した営業債務の支払い遅延が、2019年11月末時点では6,162百万円に増加しており、早急に営業債務の支払いを行わなければ、さ

らに財務状況が悪化する可能性があります。営業債務の支払い遅延には、部品ベンダーへの未払い、完成品生産工場への未払い、特許料の未払い等を含みます。支払い期限が到達していない通常の営業債務は、11月末時点で6,877百万円存在しており、運転資金が不足している状態が続く場合、営業債務の支払い遅延金額がさらに増加する可能性があります。また、一部の取引先からは、支払い遅延の解消に向けた具体的な資金調達計画と支払い予定を明確に提供するよう強く求められていることに加え、取引条件の変更要求や材料・製品の一部供給の停止などにより、生産ラインの停止などが発生していることから、商品の供給不能による販売機会損失が発生しており、通常の事業活動が継続し難い状況に陥っております。そのため当社は本資金調達により、営業債務の支払い遅延の解消を進め、事業を継続させることが、そのような事態を回避するための最善の手段と考えており、大規模な希薄化を発生させることになるとはいえ、最終的には既存株主様の利益を守ることにつながるものと考えております。

営業債務の支払い遅延の解消につきましては、本借入契約及び本新株予約権付社債の発行により調達が見込まれる約1,000百万円並びに本新株式の発行により調達が見込まれる約756百万円を用いて、約1,756百万円の支払い遅延の解消を見込んでおります。また、2020年4月から2020年9月の間で、第8回新株予約権の行使により調達が見込まれる約3,000百万円及び保有資産の売却による約1,500百万円を用い、かつ、経常収入からも引き当てを行うことにより、総額4,662百万円を支払い、2020年9月末までに営業債務の支払い遅延の全額解消を行うことを予定しております。

② 通常の営業債務の支払い

通常の営業債務につきましては、2020年3月末までにおいて、2019年12月25日付の無担保ローン契約（以下「本当初借入契約」といいます。）に基づく借入500百万円及び第8回新株予約権の行使により調達が見込まれる約75百万円を用い、さらなる支払い遅延を発生させないように努めます。2020年4月から2020年9月までの半年間では、第8回新株予約権の行使により調達が見込まれる約594百万円を、また、2020年10月以降2023年3月までの期間は、第8回新株予約権の行使及び第9回新株予約権の行使により調達が見込まれる約1,411百万円を、それぞれの期間の通常の営業債務の支払いに用い、さらなる支払い遅延を発生させないように努め、財務状況の健全化を図ってまいります。

③ 借入金の弁済

本借入契約において、本新株式の発行及び本新株予約権の行使による調達金額により期限前弁済をすることが定められています。よって、本借入契約に基づく借入の直後に発行される本新株式及び行使される本新株予約権による調達額は、本借入契約に基づく借入の弁済に使われることとなります。また、本当初借入契約の規定に基づき、2020年2月1日以降に期限前弁済を行う場合、本新株式の発行及び本新株予約権の行使による調達金額を当該期限前弁済に充当する予定です。

当初、2020年3月までに本借入契約に基づき500百万円の借入を行う予定をしておりましたが、現時点では500百万円の借入は行っておりません。しかしながら、今後、時期は未定ではありますが、本借入契約に基づき500百万円の借入を行う予定をしており、その後、第9回新株予約権の行使による調達金額500百万円によって当該借入を弁済することを見込んでおりますが、本借入契約に基づく極度額2,000百万円の借入については本新株予約権の行使が順調に推移しなかった場合に各月の営業債務の支払い状況と照らし合わせながら借入申込を行う予定です。その為、上記表内における借入弁済に充当する資金調達額については最小で500百万円から最大2,500百万円を限度として増減する可能性があります。追加での借入不要な状況においては、借入金の弁済をすることなく①の資金使途に充当し、早期における営業債務の支払い遅延分の解消に努めるものとします。

調達金額における各資金使途への充当については、遅延している営業債務の支払いを最優先とし、次点を借入金の弁済とし、通常の営業債務の支払いを最後とするものとします。

以上の施策を目的として、当社は2019年12月27日に本資金調達の実施を決定いたしました。なお、上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は当社預金口座で保管する予定です。

以上

(別紙)

本新株式（第3回）に係る発行要項

1. 募集株式の種類 当社普通株式
2. 募集株式の数 20,000,000株
3. 発行価額（会社法9円とする。
上の払込金額）
4. 発行価額（会社法上の180,000,000円
払込金額）の総額
5. 増加する資本金及び資 増加する資本金の額は、100,000,000円とする。また、増加する資本準備金の
本準備金の額は、80,000,000円とする。
6. 申込期 日 2020年4月13日
7. 払込期 日 2020年4月13日
8. 募集の方法 第三者割当ての方法により、すべての株式をEVO FUNDに割り当てる。
9. その他本新株式発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以上